

主に学生の健康管理等のための

「診療所」について

○学校法人が設置する診療所のうち、主に学生の健康管理や教職員の福利厚生等のために設置しているもの（以下、「当該診療所」という。）について、「病院」セグメントとして位置付けるべきかどうか、検討が必要。

【現状】

いくつかの学校法人に確認したところ、当該診療所の現状は、以下のとおり。

- ・すべての学校法人で当該診療所を設置しているわけではない。
- ・法的に義務付けられて設置しているものではない。
- ・学外者の受診を認めるものと認めないものがある。
- ・医師が常駐しているものと常駐しないものがある。
- ・当該診療所の財政規模は小さく、確認した範囲ではいずれも資金収入のうち 0.1% 未満である。

【対応案】

学校法人が設置する診療所のうち、主に学生の健康管理や教職員の福利厚生等のために設置しているものについて、その財務規模が法人の財務規模全体に大きな割合を占めない限り、「病院」セグメントとして配分することを求めない。